

定期積金規定改定箇所比較一覧表

改定前	改定後
定期積金規定 1-11. (省略) 12. (盗難証書(通帳)を用いた払戻し等) (1) 積金契約者が個人の場合であって、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① 証書(通帳)の盗難に気づいてから<u>すみやかに</u>、当金庫への通知が行われていること ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。 ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。 ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること A. 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと	定期積金規定 1-11. (省略) 12. (盗難証書(通帳)を用いた払戻し等) (1) 積金契約者が個人の場合であって、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① 証書(通帳)の盗難に気づいてから<u>速やかに</u>、当金庫への通知が行われていること ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。 ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。 ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること A. 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

改定前	改定後
C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと ② 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと (5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。 (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを<u>おこなった</u>場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと ② 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと (5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。 (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを<u>行った</u>場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。 (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
13-16. (省略) 17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺) (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとします。<u>証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに）</u>直ちに当金庫に提出してください。 ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。 ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当たします。 ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方	13-16. (省略) 17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺) (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとします。<u>当金庫所定の払戻請求書に署名または記名のうえ届出の印章により押印して、証書（通帳）とともに</u>直ちに当金庫に提出してください。 ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。 ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当たします。 ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方

改定前	改定後
法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額については、次のとおりとします。 ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。 ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。 (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 18. (休眠預金等活用法に関する規定) (1) 休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この積金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。 (2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 ① この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 C. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。 D. この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 ② 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)	法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額については、次のとおりとします。 ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。 ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。 (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 18. (休眠預金等活用法に関する規定) (1) 休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この積金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。 (2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 ① この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 C. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。 D. この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 ② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、それぞれに定める日とします。 A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

改定前	改定後
B. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日 (a)異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。） (b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 C. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等 (3) 休眠預金等代替金に関する取扱い ① この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 ② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 ③ 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。 A. この積金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと B. この積金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. この積金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと D. この積金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと ④ 当金庫は、次各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。 A. 当金庫がこの積金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること B. この積金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること C. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと	B. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日 (a)異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。） (b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 C. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前AおよびBに掲げる事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等 (3) 休眠預金等代替金に関する取扱い ① この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 ② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 ③ 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。 A. この積金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと B. この積金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. この積金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと D. この積金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと ④ 当金庫は、次（削除）に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。 A. 当金庫がこの積金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること B. この積金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること C. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

改定前	改定後
<u>18.</u>（準拠法、裁判管轄） この積金の契約準拠法は日本法とします。この積金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 <u>19.</u>（規定の変更等） （1）この積金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表の際に定める運用開始日から適用されるものとします。 以 上	<u>19.</u>（準拠法、裁判管轄） この積金の契約準拠法は日本法とします。この積金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 <u>20.</u>（規定の変更等） （1）この積金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表の際に定める運用開始日から適用されるものとします。 以 上